

既存化学物質等安全性点検・評価事業 266百万円(267百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

「2020年までに化学物質による人の健康や環境への影響を最小化する」という国際目標の達成のため、改正化審法が平成21年5月に公布された。これにより、良分解性物質も含め、すべての上市された工業化学物質を対象として、一定量以上化学物質を製造・輸入する事業者からその数量や用途を届け出させ、「優先評価化学物質」(約1,000物質程度)を国が絞り込んだ上で、事業者に安全性試験の結果等を求めつつ、国が安全性評価を行う仕組みとなった。安全性評価の結果、環境影響の懸念の高い物質は、特定化学物質に指定して規制・管理が行われることとなる。また、衆議院・参議院経済産業委員会の附帯決議においては、安全性評価の作業スケジュールを明確にすること、簡易な安全性評価手法の開発を進めること、安全性評価の透明性・客観性を確保すること等が求められている。

このため、2020年までにすべての工業化学物質の安全性点検を終了させるためのロードマップの策定を行うとともに、改正化審法に基づくスクリーニング手法、安全性評価手法を確立する。また、国の関与が必要な安全性情報は自ら収集し、化学物質の安全性評価を推進する。

2. 事業計画

平成22年度～

- ・化学物質安全性評価ロードマップ策定事業【新規】
- ・既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査【継続】
- ・生態毒性簡易推計手法開発調査【継続】
- ・監視化学物質等生態毒性予備試験等実施事業【継続】
- ・優先評価化学物質等生態毒性予備試験等実施事業【組替】
- ・高生産量化学物質有害性評価実施事業【組替】

3. 施策の効果

2020年目標の達成に向けたロードマップの明確化及び改正化審法における包括的化学物質管理体系に基づく一連の評価スキームの確立により、数多くの既存化学物質の安全性が不明のまま製造・使用されている実態の解消が図られる。

■化審法に基づく化学物質の審査・点検状況



既存化学物質のリスクが明らかでないまま
製造・使用が続けられている
(約2万物質中、点検済みは約1600物質)

一般の既存化学物質
政府による既存化学物質安
全性点検

高生産量化学物質
官民協力安全性情報収集・発
信プログラム(平成17年度～)

安全性情報の提供
化審法データベース「J-Check」

化審法の改正(平成21年)

- これまで法の対象とされていなかった良分解性物質も対象に追加。
- 既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定量以上の製造・輸入を届出
- 国がスクリーニングを行い、優先評価化学物質(1000物質程度と想定)を指定。
- 優先評価化学物質について、有害性情報、用途情報等を収集し、国が安全性を評価

衆・参附帯決議： ・安全性評価の計画策定 ・簡易手法の開発
・中小企業の支援 ・情報提供と国際共有

2020年目標の達成
に向けた化学物質
安全性評価ロード
マップの策定
(新) 12(0)

- 既存化学物質等のスク
リーニング手法検討調
査 (継続) 51(52)
- 生態毒性簡易推計手法
開発調査
(継続) 76(77)

高生産量化学物質有害性評価実施事業(組替) 30(31)

- 官民協力プログラムの活用

優先評価化学物質等生態毒性試験等実施事業(組替) 70(71)

- 必要に応じて国が毒性試験

監視化学物質等生態毒性予備試験等実施事業(継続) 26(36)